

## 第1回 ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会

日時 令和8年5月22日（金）

方法 書面開催

### 議案第1号 ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会の設立について

賛 7人 否 0人

#### 【御意見】

- ・ 設立目的が「利用者も財源を負担する管理運営体制を構築し、保護と利用の好循環の実現に寄与すること」となっていますが、協議会名称から考えると、しかるべきタイミングで発展的に解消する組織と思います。そのあたりが分かるようにしてはどうでしょうか。目処となる時期やゴールを明記するなどということでしょうか。
  - 議案第1号では、「ぐんま尾瀬入域協力金の実証実験を通じて、・・・」としており、本協議会について実証実験を行うための組織として位置付けました。  
なお、規約第12条では、当該協議会は実証実験の完了その他、協議会の目的である事業が完結し、または不能となったとき、総会の決議をもって解散するとしています。

### 議案第2号 協議会規約および会計処理規程について

(1) ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会規約（案）

(2) ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会会計処理規程（案）

賛 7人 否 0人

#### 【御意見】

- ・ 規約（案）の第3条から、徴取したお金の使い途（配分先）を理解できるようになっており、主に、①木道・登山道の整備、②植生（景観）保護、③情報発信（普及啓発）、のおよそ3点と思います。しかし、この3点の事業のみに配分するのはやや対象がやや狭いという印象です。たとえば、自然保護、安全安心、快適な利用環境の推進ぐらいに設定しておけば、鳥獣害対策にも使えるようになりますし、地域貢献型商品の開発など地域の活性化のための取り組みにも使えるようになります。保護と利用の好循環へと繋がっていくのではないかと思います。ご検討ください。
  - 当該実証実験で集めた協力金がどのようなものに活用されるのかを明確にするため、協力金の使い道を限定して整理しております。今後、利用者の声等を踏まえ、協力金の使途を広げる場合には、改めて協議会で相談させていただきます。
  -

**議案第 3 号 令和 8 年度事業計画（案）について**

賛 7 人 否 0 人

**【御意見】**

- ・ 本年度の必要経費は、既定の第 4 条に従い補正予算でできるのでしょうか？
  - 協力金の収受に係る経費について、令和 8 年度は群馬県が負担することとなっているため、本協議会の予算としては計上しておりません。なお、キャッシュレス決済の契約手続きは本協議会にて実施することとなるため、その経費については、歳出に計上しております。

**議案第 4 号 令和 8 年度収支予算（案）について**

賛 7 人 否 0 人

**【御意見】**

- ・ 実証実験に当たり、本年度必要と思われる看板、集金箱、備品等は別途県の予算から出るのでしょうか？
  - 協力金の収受に係る経費について、令和 8 年度は群馬県が負担することとなっているため、本協議会の予算としては計上しておりません。なお、キャッシュレス決済の契約手続きは本協議会にて実施することとなるため、その経費については、歳出に計上しております。